

令和6年12月2日で、後期高齢者医療被保険者証（紙の保険証）は廃止されます

問 町民課 保健福祉係 ☎ 0242-74-1215

令和6年12月2日で現行の被保険者証（紙の保険証）は廃止され、マイナ保険証（保険証利用登録がされたマイナンバーカード）を基本とする仕組みに移行します。

令和6年12月2日以降、新たに被保険者になる方、資格情報に変更がある方、紛失等による再発行の方には、被保険者証の代わりに「資格確認書」を交付します。

※有効期限が令和7年7月31日までの被保険者証（ピンク色）をお持ちの方は、記載内容に変更がない限り、引き続き有効期限まで医療機関等でご使用いただけます。

■令和6年12月2日以降に75歳到達等により被保険者になる方には、「資格確認書」を交付します。下記をご確認ください。

交付対象	<ul style="list-style-type: none">○マイナ保険証を保有していない方○マイナ保険証を保有していない方で、被保険者証廃止後に従来の被保険者証の記載内容に変更が生じたり、被保険者証を紛失した方○マイナ保険証を保有している方○マイナ保険証を保有しているが「マイナンバーカードを紛失または更新中」「マイナ保険証での受診が困難」な方（要申請）
概要	<ul style="list-style-type: none">○医療機関等の窓口で提示することで従来の保険証と同じように受診できます。○申請によらず交付します。※申請が必要な場合もあります○マイナ保険証を利用できない医療機関等で受診の際は、次の①、②のいずれかを提示することで受診できます。<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"><ul style="list-style-type: none">① 「マイナ保険証」 + 「資格確認書」② 「マイナ保険証」 + 「マイナポータルの資格情報の画面」（スマートフォン）<p>※ 「資格確認書」や「マイナポータルの資格情報の画面」のみでは医療機関等を受診できません。</p></div>



マイナ保険証を申し込みましょう！

【マイナ保険証の申込方法】

医療機関・薬局等の受付にあるカードリーダー、セブン銀行ATM、市町村窓口、マイナポータルでお申込みできます。※申込には「マイナンバーカード」と「数字4ケタの暗証番号」が必要です。

◆マイナンバーカードと健康保険証の一体化に関するお問い合わせ先

マイナンバー総合フリーダイヤル ☎ 0120-95-0178（無料）

受付時間：年末年始を除く平日9：30～20：00 土日祝9：30～17：30